

# 川崎市アジア起業家村構想推進事業の拠点施設への入居に関する要綱

16川経ア第365号 平成16年9月17日市長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、環境関連分野における国際貢献や地域経済の活性化のために実施するアジア起業家村構想推進事業（以下「推進事業」という。）に係る拠点施設への入居について必要な事項を定めるものとする。

## (拠点施設)

第2条 推進事業の拠点施設は、JFEスチール株式会社が所有する京浜ビル内にあり「KSP-THINK」の一画とする。

2 拠点施設の対象範囲（区画）は、年度ごとに定めるものとし、内容は、別表1のとおりとする。

## (申請資格)

第3条 拠点施設への入居対象者は、次のいずれかに該当するアジア地域の者（以下「外国人等」という。）とする。

- (1) 新たに事業を開始しようとする外国人（海外在住、国内在住を問わない。次号において同じ。）
- (2) 新たに事業を開始した外国人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (3) 新たに設立された外国法人（役員数及び出資の比率により、外国人が主体的に経営している法人であり、入居審査委員会が認めるもの）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (4) 外国の大学、研究機関又はその教員、研究員（技術に関する研究成果を民間事業者等に対し移転しようとする者）
- (5) その他特に市長が必要と認める者

## (対象事業等)

第4条 推進事業の対象となる事業等は、次の各号のいずれにも適合しているものとする。

- (1) 環境、福祉、ライフサイエンス、ICT、コンテンツ又はものづくりなどの分野における、研究開発を伴う事業又は外国との間での技術移転等のコンサルティングや商取引を伴う事業であること。
- (2) 入居後3年以上の事業計画を有していること。
- (3) 事業計画において、市内企業との連携が認められるものであること。
- (4) 関係法令の許認可等が得られていること、又は、得られることが確実なものであること。

## (提出書類)

第5条 入居を希望する外国人等は、次の書類を、入居を希望する1か月前までに市

長に提出しなければならない。なお、外国文をもって記載したものについては、その訳文を添付しなければならない。

- (1) 入居申請書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 履歴書（法人にあっては経歴書、個人にあっては履歴書）
- (4) 法人又は個人を証明する書類（法人にあっては宣誓供述書又は登記簿謄本、個人にあっては外国人登録原票に登録した事項に関する証明書又は在留資格認定証明書）
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### （入居の決定）

第 6 条 市長は、前条に定める書類が提出されたときは、別に定める入居審査委員会において審査を行った上で、入居の諾否を決定し、その結果を入居審査決定通知書（様式 3）により通知しなければならない。

2 市長は必要があると認めるときは、前項の規定による入居の諾否を決定するかどうかに際し、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

#### （入居契約の締結）

第 7 条 前条の規定により入居が決定し、拠点施設に入居しようとする者は、市長と入居に関する契約（様式 4）を締結しなければならない。

#### （自己負担分）

第 8 条 前条の規定により市長と入居に関する契約を締結した者（以下「入居者」という。）が拠点施設に入居する場合、「K S P - T H I N K」の賃貸料に、別表 2 に定める基準を乗じた金額を自己負担分として、別に定める方法により、市に支払うものとする。

2 市長は、事業等が別表 3 に定める要件において特筆すべきものがあり、地域への貢献が顕著であると認めるときは、前項の規定に拘わらず、「K S P - T H I N K」の賃貸料に 17 年度入居の負担割合を乗じた金額を自己負担分とすることができるものとする。

#### （支援サービス）

第 9 条 市は、入居者に対して、次に掲げる支援サービスを提供するものとする。

- (1) 経営相談
- (2) 技術相談
- (3) 会社設立等手続支援
- (4) 資金調達手続支援
- (5) 販路開拓支援
- (6) 大学研究室等とのマッチング支援
- (7) 人材育成支援
- (8) 企業交流・マッチング支援
- (9) 広報・P R 支援
- (10) 住居、医療機関の紹介など日常生活支援

(11) その他入居者に必要なもので、推進事業で行うことが適当なもの

(入居期間等)

第10条 入居者の拠点施設への入居期間は満3年を限度とし、延長は認めないものとする。

2 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項にかかわらず、第7条の規定に基づく契約の定めにより、拠点施設からの退去を求めることができる。

- (1) 第4条第1号に掲げる分野と異なるものの技術研究、開発及び事業化を行ったとき。
- (2) 著しい振動・音・臭気の発生や有害物質発生の恐れのある特殊な実験・研究など、周辺への影響が懸念される事業を行ったとき。
- (3) 病原性ウイルス等の扱い及び動物実験を行う研究・実験を行ったとき。
- (4) 工場として利用したとき。
- (5) 自己負担分を3か月以上滞納したとき。
- (6) 転貸又は第三者に使用させたとき。
- (7) 関係法令に違反したとき。
- (8) その他市長が入居に相応しくないと認めたとき。

(経営状況の把握)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、入居者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又は、その状況を調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱のほか、必要な事項については、経済労働局長が定める。

- |     |             |              |
|-----|-------------|--------------|
| 附 則 | この要綱は、平成16年 | 9月17日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成18年 | 4月17日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成20年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成21年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成22年 | 4月 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 1月12日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 4月 1日から施行する。 |

別 表 1

第2条第2項に規定する対象施設とは、次のとおりとする。

入居年度	区 画 数	面 積
16	3	原則、1区画33平方メートル
17	5	
18	5	
19	5	
20	5	
21	5	
22	5	
23	5	

別 表 2

第8条第1項に規定する基準とは、次のとおりとする。

負担割合 入居年度	入居者の負担割合		
	1年目	2年目	3年目
16	0	0.5	1
17	0.2	0.5	1
18	0.3	0.5	1
19	0.5	0.7	1
20	0.5	0.7	1
21	0.5	0.7	1
22	0.5	0.7	1
23	0.5	0.7	1

別 表 3

第8条第2項に規定する要件とは、次のとおりとする。

事業分野	第4条に定める事業分野において、革新性、社会性、公益性について優れたビジネスモデルである場合
研究開発 シーズ	産学連携による事業の立ち上げ等により、当該分野のブレークスルーとなる技術開発である場合
ネットワーク 形成	アジア圏域におけるネットワーク形成に高い意義を有する場合
地域経済の 活性化	市内企業との共同研究、共同事業、業務・技術提携、雇用、購入など、市内企業との強い連携が認められる場合